

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

機関名	松江市ガス局
任命権者	松江市ガス事業管理者 ガス局長 山内 政司
評価年度	令和4年度
松江市ガス局における障害者雇用に関する状況	松江市ガス局は、障害者任免状況の法定雇用障害者数1人を雇用している。障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場となるよう取り組んでいる。
目標	
① 採用に関する状況	令和4年6月1日現在の雇用障がい者数は1人で、法定雇用障害者数を満たしている。
② 定着に関する状況	
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	<p>(組織面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、営業総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 <p>(人材面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発等の研修等の情報を提供するため、関係機関との連携や情報収集を図っている。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>障がい者の雇用を行う場合においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者があった場合は、労働局に相談を行うとともに、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。
3.障害者の活躍を推進するための環境・人事管理	<p>障がい者の雇用を行う場合においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置のほか、人事評価面談等の機会を活用し、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ、検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○募集・採用に当っては、募集する業務遂行が可能である上において、特定の障がいを排除、又は特定の障がいに限定する等といったことがないよう適切に取扱う。
4.その他	松江市が定める「松江市障がい者就労施設等からの優先調達方針」に基づき、物品や役務を調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを引き続き推進していく。